第7 屋内タンク貯蔵所(危政令第12条)

1 技術基準の適用

屋内タンク貯蔵所は、貯蔵する危険物の種類、貯蔵形態等に応じ、技術上の基準の適用が法令上、次のように区分される。

第171 表 合種の座内タフン灯風別に適用される基準									
	区分	危 政 令	危省令						
平屋建位	の建築物に設置するもの	12 I							
	アルキルアルミニウム等	12 Ⅰ+Ⅲ	22 の 7・22 の 8						
	アセトアルデヒド等	12 Ⅰ+Ⅲ	22の7・22条9						
	ヒドロキシルアミン等	12 Ⅰ+Ⅲ	22 の 7・22 の 10						
平屋建山	以外の建築物に設置するもの	12 I							

第7-1表 各種の屋内タンク貯蔵所に適用される基準

2 貯蔵量

屋内タンク貯蔵所の貯蔵最大数量とは、一のタンク専用室内にある容量の合計量をいうものであること。したがって、指定数量未満の危険物を貯蔵するタンクが 2 以上ある場合であっても、その量の合計が指定数量以上である場合は、屋内タンク貯蔵所に該当するものであること。

3 位置、構造及び設備の基準

(1) 標識、掲示板

標識、掲示板の掲出位置、材質及び表示方法は、第3「製造所」の例によること。

(2) 通気管

アルコール類を貯蔵するタンクの通気管にあっては、大気弁付通気管を設置してもよいものであること。(昭和 37 年 10 月 19 日自消丙予発第 108 号質疑)

また、引火防止装置は、第3「製造所」5(20)オ(かの例によること。

(3) 自動表示装置等

ア 危政令第 12 条第 1 項に規定する屋内タンク貯蔵所であって、第 9 号に規定する注入口付近においてタンク内の危険物の量を自動的に覚知することができないものにあっては、注入口付近にタンク内の危険物の量を容易に覚知することができる装置を設けるよう指導する。

♦

- イ 危政第 12 条第 2 項第 2 号に規定する「注入口付近に設ける危険物の量を容易に覚知することができる場合」には自動的に危険物の量が表示される計量装置、注入される危険物の量が一定量に達した場合に警報を発する装置、注入される危険物の量を連絡することができる伝声装置等が該当する。(昭和 46 年 7 月 27 日消防予第 106 号通知)
- (4) ポンプ設備

屋内タンク貯蔵所のポンプ設備は、危政令第 12 条第 1 項第 9 号の 2 及び第 2 項第 2 号の 2 の規定等(第 7-2 表参照)によるほか、次により指導する。◆

アポンプ設備の周囲には、点検・修理等のために適当な空間を保有すること。

- イ ポンプ設備をタンク専用室に設ける場合で、タンク専用室にせきを設けたときは、せきの 内側(屋内貯蔵タンクの存する側をいう。)には、ポンプ設備を設けないこと。
- (5) 危険物が浸透しない構造

危政令第 12 条第 1 項第 16 号に規定する「危険物が浸透しない構造」は、第3「製造所」の例によること。

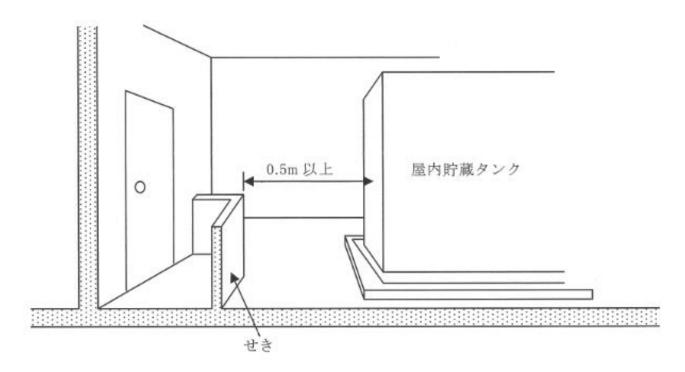
(6) 出入口のしきい等

ア 危政令第 12 条第 1 項第 17 号に規定により設けるしきいで、貯蔵する危険物の全量を

注 算用数字は条、ローマ数字は項を表している。

第7 屋内タンク貯蔵所

収容することができないものにあっては、当該危険物の全量を収容できるしきいの高さとするか、又はこれに代わるせきを設けるよう指導する。◆この場合、せきは鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリートブロック造とするほか、当該せきと屋内貯蔵タンクとの間に 0.5m以上の間隔を保つよう指導する。(第7-1 図参照)◆



第7-1図 せきを設ける例

イ 危政令第 12 条第 2 項第 8 号に規定される屋内貯蔵タンクから漏れた危険物がタンク専用室以外の部分に流出しないような構造とは、出入口のしきいの高さを高くするか又はタンク専用室内にせきを設ける等の方法で、タンク専用室内に貯蔵されている危険物の全容量が収容できるものであること。(昭和 46 年 7 月 27 日消防予第 106 号通知)

(7) タンクの固定

タンクは、堅固な基礎の上にアンカーボルト等で固定するよう指導する。◆

4 危険物から除外される動植物油類の屋内貯蔵タンク

危省令第1条の3第7項第1号に規定する「常温で貯蔵保管」については、第6「屋外タンク貯蔵所」3(5)の例によること。(平成元年7月4日消防危第64号質疑)

第7-2表 屋内タンク貯蔵所におけるポンプ設備の設置基準

ポンプ設備の設置種別			ポンプ室等の構造			ポンプ室等の設備			
			壁, 柱, 床 及びはり	屋根の構造	窓・出入口	流出防止措置	ポンプ設備 の固定方法	採光•照明	換気•排出
タンク専用室の存す る建築物以外の場所 に設けるポンプ設備		ポンプ室内設置	不燃材料	不燃材料と し、軽量な 金属特のでふ 然材料でふ く。	窓は網入りガラス、出入口は防火設備	20cm 以上の 不燃材の囲い、 不浸透 (コンク リート等) 傾 斜・ためますを 設ける。	アンカーボ ルト等によ り堅固に固 定する。	採 明 代 さ る。	第 15「換 気設備等」 による。
		ポンプ室外設置				ポンプ設備直下 の地盤の周囲に 15cm 以上の 囲い、不浸透 (コンクリート 等)傾斜・ため ます・油分離装 置	同上		
タンク専用室の存する建築物に設けるポンプ設備(屋内設置)	平建でのに対している。	タンク専用室以外の場所に設置	不燃材料	不燃材料とし、軽量な金属等の不燃材料でふく。	窓は網入りガラス、出入口は防火設備	20cm 以上の 不燃材の囲い、 不浸透 (コンク リート等) 傾 斜・ためますを 設置する。	同上	採光は照 明により 代替もで きる。	第15「換 気設備等」 による。
		タンク専 用室内に 設置	耐は 対料 は が料 の の の の の の の の の の の の の	不燃材料と し、天井を 設けないこ と。	窓ガ入設のあはの設窓ははラロ備おる、特備はない、特別では、そのは、特別ではいいが、は、特別ではいいが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	出入口の(20cm) 以上ののは(20cm) 以上のかポンプの基礎のは、 をしますのは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	同上	同上	同上
	平屋建築の 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	タンク専用室以外の場所に設置	耐火構造	上階の床は 耐火構造、 屋根は不燃 材料(天井 は不可)	窓は設けない。自閉式の特定防火 設備	20cm 以上の 不燃材の囲い、 不浸透 (コンク リート等) 傾 斜・ためますを 設置する。	同上	同上	第 15 「換 気設備等」 による。 ダンパーを 設置する。
		タンク専 用室内に 設置	同上	同上	同上	20cm 以上の 不燃材の囲い等 による危険物の 流出入防止措置 をする。	同上	同上	同上

[※] 引火点 21℃未満の第 4 類の危険物を取り扱うポンプ設備には、見やすい位置に掲示板を設けること。